

岡山県介護職員処遇改善支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 岡山県の交付する介護職員処遇改善支援補助金（以下「補助金」という。）については、「令和4年度（令和3年度からの繰越分）介護職員処遇改善支援事業の実施について」（令和4年4月1日付け、老発0401第3号厚生労働省老健局長通知。以下「国の実施要綱」という。）及び岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く介護職員を対象に、賃金改善を行う介護サービス事業所又は介護保険施設に対して、当該賃金改善を行うために必要な経費を補助することを目的とする。

(交付の対象)

第3条 この補助金の交付の対象となる者（以下「対象事業者」という。）は、介護職員処遇改善加算（Ⅰ）、（Ⅱ）又は（Ⅲ）を算定する介護サービス事業所又は介護保険施設（介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス）を含む。以下「介護サービス事業所等」という。）であって、国の実施要綱別紙1（以下「別紙1」という。）の表1「サービス区分」欄のいずれかに該当するものを運営する者とする。

2 この補助金の交付の対象となる事業（以下「対象事業」という。）は、対象事業者が、国の実施要綱に基づいて、令和4年2月から同年9月までの間に、対象事業者が運営する介護サービス事業所等（別紙1の表1「サービス区分」欄のいずれかに該当するものに限る。）に勤務する介護職員及びその他の職員に対して、賃金改善を行う事業とし、予算の範囲内で補助金を交付する。

(交付額の算定方法)

第4条 補助金の交付額は、次に掲げる（1）の数に（2）、（3）を乗じた金額とする。ただし、1円未満の端数は切り捨てるものとする。

（1）一月当たりの介護報酬総単位数 基本報酬サービス費に各種加算減算を加えた単位数をいう。ただし、過去に支払われた報酬の額に誤りがあったため、過誤調整を実施した場合は、その過誤調整分を含む（令和4年2月サービス分以前の過誤調整

分は含まない。)

(2) 1 単位の単価

(3) 別紙 1 の表 1 「サービス区分」欄のサービスごとに、同表「交付率」欄に掲げる率

(交付の申請)

第 5 条 規則第 4 条の申請は、介護職員処遇改善支援補助金交付申請書(第 1 号様式)に
関係書類を添えて、令和 4 年 4 月 15 日までに知事に提出するものとする。

(交付の条件)

第 6 条 対象事業者に対しては、規則に基づき、次のとおり交付条件を付す。

- (1) 事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

(補助事業の変更等に係る承認の申請)

第 7 条 規則第 10 条の申請は、介護職員処遇改善支援補助金変更承認申請書(第 2 号様式)に
関係書類を添えて、知事が別に定める日までに提出しなければならない。

- 2 知事は前項の申請書の提出があった場合において、その内容を審査し、適当であると認めるときは、その変更等を承認し、その旨を通知するものとする。
- 3 知事は前項の規定により変更を承認する場合において、必要があると認めるときは、既に交付決定した補助金の額を変更し、又は条件を付することができる。

(軽微な変更の範囲)

第 8 条 規則第 10 条ただし書の知事が定める軽易な変更は、補助の目的及び事業効果
に関係しない細部の変更とする。

(申請の取下げ)

第9条 規則第8条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期間は、規則第7条の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

(実績報告)

第10条 規則第13条の報告は、介護職員処遇改善支援補助金実績報告書(第3号様式)に係る書類を添えて、令和5年1月31日(第6条(2)より事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該通知の到達した日から1か月を経過した日)までに知事に提出しなければならない。

(額の確定)

第11条 知事は、前条により提出された実績報告書等の審査等を行い、相当と認めるときは、交付すべき補助金を確定し、対象事業者に対し通知する。

(調査)

第12条 知事は補助事業の実施に関して、対象事業者に対し、報告を求め、又は実地に調査することができる。

(概算払)

第13条 知事は、必要があると認めるときは、補助金の全部又は一部を概算払により交付することができる。

(補助金の支払)

第14条 知事は、補助金の支払いを岡山県国民健康保険連合会(以下「国保連」という。)に委託するものとし、国保連は別途締結する委託契約に基づき、補助事業者に補助金の支払いを行うものとする。ただし、介護サービス報酬請求権を第三者に譲渡した補助事業者等特別の事情がある場合については、この限りでない。

(決定の取消し及び補助金の返還)

第15条 知事は、規則第17条第1項に定めるもののほか、対象事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の一部又は全部を取り消し、既に補助金が交付されているときは、その返還を命じることができる。

- (1) 賃金改善について、国の実施要綱に規定する要件を満たしていない場合
- (2) この要綱の規定又は第6条に定める交付の条件に違反した場合
- (3) 虚偽又は不正の手段により補助金の交付を受けた場合

(雑則)

第 16 条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行し、令和 4 年度分の補助金から適用する。